

川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」に関するよくある質問 (FAQ)

令和4年7月29日版

1 制度について

Q 登録と認証の違いはなんですか。

A **登録** 登録事業者＝かわさき SDGs パートナー

SDGs の達成に向けて取り組むことを意思表示(宣言)

提出様式:第1号様式

メリット:登録証が交付される、パートナー用ロゴが使用できる、

「川崎市 SDGs プラットフォーム」に参加できる、

市ホームページ等で事業者名が公表される

認証 認証事業者＝かわさき SDGs ゴールドパートナー

SDGs への取組を自己評価して今後に向けた目標を設定

提出様式:第1号様式、第2号様式、第3号様式

メリット:認証書が交付される、ゴールドパートナー用ロゴが使用できる、

「川崎市 SDGs プラットフォーム」に参加できる、

市ホームページ等で事業者名と取組内容が公表される、

市融資制度「SDGs 取組支援融資」による信用保証料補助が受けられる、

市入札契約制度の「主観評価項目制度」における加点が受けられる

Q 認証事業者になるにはまず登録事業者になる必要がありますか。

A 登録を経ずに最初から認証の取得を目指して申請することも可能です。

Q 現在登録事業者ですが、認証事業者に変更は可能ですか。

A 登録事業者から認証事業者への変更は、募集期間のみ受付しています。登録申請書の第1号様式、第2号様式、第3号様式を記入して提出してください。

Q 川崎市内に所在地を置いていない企業、組織でも対象となりますか。

A 登録、認証ともに「川崎市内で事業活動をしている企業等」及び「川崎市内で活動をしている組織等」を対象としています。所在地要件はありませんので、川崎市以外に所在地を置いている企業、組織も対象となります。申請書に川崎市内で活動を行っている旨がわかるよう記載してください。

Q 登録や認証に登録料などの料金はかかりますか。

A 登録料や認証料などの料金はかかりません。

2 申請について

Q 募集はどのようなタイミングで行っていますか。

A 概ね3~4か月に1回のペースで 20 日間程度募集しています。詳細は川崎市ホームページをご確認ください。

Q 申請書はどのように提出すればよいですか。

A 申請書は、エクセルファイルのままメールにて送付してください。

提出先:17kityo@city.kawasaki.jp

メール件名:「かわさき SDGs パートナー」申請書

なお、登録申請の場合のみ、郵送や持参等でも受付します。

Q 他薦や代理による申請はできますか。

A 申請者本人による申請をお願いします。本人による申請が難しい場合は、事務局までご相談ください。

Q 第1号様式の業種はどれを選択すればよいですか。

A 申請者にて該当する業種(当てはまるものがない場合は最も近い業種)を選択してください。

<具体例>

・公立学校、私立学校 →「学校」 ・幼稚園 →「学校」

・PTA 団体 →「教育」 ・保育園 →「保健衛生・社会事業」

・医療法人 →「保健衛生・社会事業」 ・NPO、特定非営利活動法人 →「NPO」

Q 第1号様式のホームページ URL について、企業・団体のホームページを持っていない場合はどのように記載すればよいですか。

A 第1号様式のホームページ URL は任意項目のため、ホームページが無い場合や川崎市による公表を希望しない場合は未記入で構いません。

Q 第2号様式1ページ目の登録・認証等を受けた制度について、現在申請中で結果待ちのものも記載できますか。

A 申請時点で既に登録・認証等を受けているものを選択してください。

Q 川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」実施要綱第9条の認証基準にある4つの分野とはなんですか。

A 第2号様式の自己チェックシートの項目は、社会(KS-S-O)、環境(KS-E-O)、ガバナンス(KS-G-O)、地域(KS-L-O)の4つの分野に分類されています。認証を取得するには、これらの4つの分野における取組にそれぞれ該当があることが要件となります。

Q 川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」実施要綱第9条の認証基準にある一定の水準とはなんですか。

A 第2号様式の自己チェックシートにて取組を選択することで点数が加算されており、認証を取得するには3割以上の得点があることが要件となります。なお、各申請者の得点は非公表としております。

Q 第3号様式の目標はどのように選択すればよいですか。

A 第2号様式から特に力を入れて取り組みたい項目を選択し、「選択番号」欄に1～3の数字を記入してください。選択された項目の取組名や対応する SDGs のゴールが第3号様式に転記されますので、項目ごとに太枠内を記入してください。なお、目標は合計が1つ以上3つまでであれば、いずれの分野から選択しても構いません。

Q 申請の結果はいつどのように通知されますか。

A 募集期間の終了日から3か月程度を目途に、郵送にて申請者宛て通知します。

3 登録・認証後について

Q 登録と認証の有効期限はいつまでですか。

A 登録日または認証日から3年間です。それぞれ登録証または認証書に記載しています。

Q 登録証や認証書の再発行はできますか。

A 再発行はできません。記載内容に誤りがある場合は、既に発行済みの文書と差替となりますので、事務局までご連絡ください。

Q ロゴはどこから入手できますか。

A 決定通知を郵送した後、メールにてお送りします。使用にあたっての注意点等はあわせてお送りするガイドラインをご参照ください。

Q 住所やメールアドレスなどの情報が変わった場合はどうすればよいですか。

A 「かわさき SDGs パートナー」変更届出書(第7号様式)に変更事項等を記入し、事務局宛て送付してください。

4 その他

Q 認証のメリットにある「SDGs 取組支援融資」とはなんですか。

A SDGs に関連する取組を積極的に支援するため、「かわさき SDGs パートナー」の認証事業者に対し保証料の1/2を補助する融資制度です。詳細は以下をご参照ください。

SDGs 取組支援融資

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-25-1-2-12-0-0-0-0-0.html>

Q 認証のメリットにある市入札契約制度の「主観評価項目制度」における加点とはなんですか。

A 事業者をより適正に評価するとともに、技術力等の向上及び社会的貢献への意欲向上を目的とした「主観評価項目制度」において、「かわさき SDGs パートナー」の認証取得を設定しています。(令和4年3月1日から業者登録変更申請にて加点項目の登録受付を開始)

主観評価項目は、競争入札参加資格審査申請(業者登録)において、業者区分「工事」で登録される事業者の等級区分の設定に適用されるほか、一部の入札において、主観評価項目合計点を入札参加資格として設定している案件に適用されます。

詳細は以下の要綱類をご参照ください。

・主観評価項目制度実施要綱・要領

・川崎市工事請負業者の等級区分に関する要綱

入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

⇒「ダウンロードコーナー」⇒「(財政局)契約関係規定」から閲覧できます。

事務局・お問合せ先

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電話:044-200-0374

メール:17kityo@city.kawasaki.jp